な開発をしなければならない。今後土地区画整理事業により宅地開発が進められるところが大きいので公園面積の確保を図るとともに計画公園の整備を進め、都市公園の利用化を図らなければならない。

土地区画整理事業

土地区画整理事業は「町づくり」の手法で都市計画区域内の土地について公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るもので古くから広く活用されて来た。今日、土地の区画形質や街路、公園等が整然としている市街地は、すべて土地区画整理事業により整備されたもので特に戦後の戦災復興に際して区画整理が果した役割は大きい。

区画整理事業には新しく市街地を造成する新市街地開発と既成市街地の整備改善をはかる市街地再開発とがある。本県ではいずれも相当活発に行なわれており、昭和四〇年までに六、〇七㌶が整備され目下、熊本市の東部地区、秋津地区、画津地区の新開発地域一帯、八代市の植柳地区、麦島地本渡市の中央市街地、舟浜地区、荒尾市、宇土市、湯浦、芦北町の地域において八、九八四㌶の区域を施行中である。更に四二年度以降各地域とも区画整理による市街地用発の需要が大きく二万七、二三五㌶の区画整理が計画されている。

砂防

災害防止の砦

本県の地形地質を全般的に眺めて見る時山地の傾斜が急で、地質的には風化が著しく、わずかの降雨で崩かいをおこす要素をたぶんにはらんでいる。このような地形地質であるから毎年六、七月には梅雨前線がしばしば停滞し、又九、十月の台風期には台風常襲地帯として例年その災禍はおびただしいものがある。しかもその災害の様相は、前述の地形地質の関係から単なる洪水災害ではなく、土砂害となって被災規模をますます大きくしている。この様なおびただしい土砂の流出を山間溪谷部で堰堤、谷止工及び流路工等の工法で調整し又山腹工法の施行によって土砂の生産される原因を未然に防止することが砂防事業である。なお、地下水等に起因して起る地すべり災の防止事業も直接人家、耕地等の安定を計ると共に、土砂の生産を防ぎ、又減ずるもので、したがってこれも砂防事業の一部分である。

過去における本県の大きな土砂害を挙げてみれば、(1)昭和二八年六月梅雨前線の停滞による集中豪雨から阿蘇山系で一平方㌔当り、九二、〇〇〇立方㍍に及ぶ著しい崩かいが起りここから流下された「よな」は、熊本全市を実に三、〇〇〇万立方㍍もの火山灰土で埋没させ未曽有の大惨事を惹起した。(2)昭和三二年七月同じく梅雨前線による集中豪雨から県北西部各地に甚大な被害を与え、殊に金峰山系の崩かい、山津波は一瞬にして近津部落を埋没し去った。(3)昭和三八年七月球磨地方を襲った集中豪雨は、同地方に甚大な被害を与えたが、就中五木村横手地区は二〇〇万立方㍍に達する流出土砂により同部落は一〇㍍も埋まり、全滅の大災害を受けた。又同地方は三九年、四〇年と引き続き集中豪雨に襲われ、球磨川流域の各市町村は連続甚大な土砂害を被ったのである。

本県砂防事業は、昭和七年から開始され漸次拡充されながら、今日に及んだものである。砂防工事としては、土砂の生産源となる山地の崩かい防止と、溪床溪岸の侵蝕を防ぐため、堰堤工、床張工、

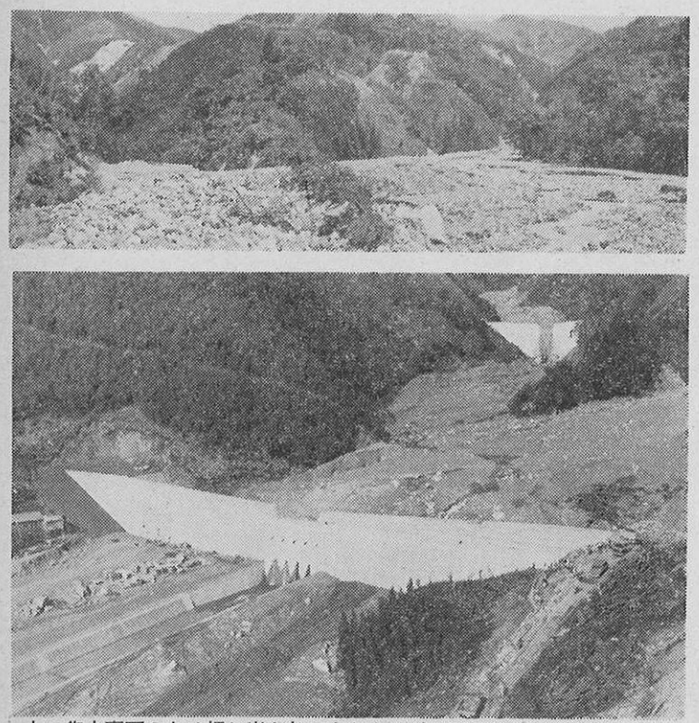

上・集中豪雨のため押し出されてきた土砂で、埋められた五木村横手地区。　下・完成した横手防災ダム（同地点）

護岸工、谷頭工、山腹工、流路工等を施行し、水源地帯及び河川上流地帯の安定を図っている。又、地すべりは地下水に起因するものが多いことから地下水排除のための、ボーリング工及び地表排水工を施行している。

昭和四一年度における砂防事業の施行状況は次のとおりである。

1、通常砂防事業として荒廃した水源地帯の安定及び荒廃予防のため馬氷川（人吉市）外五二河川。上流に、堰堤工流路工、谷頭工等を予算額四二五、四〇〇千円をもって施行中である。

2、昭和三八年八月県南地区の豪雨禍による中谷川（坂本村）外五河川及び四〇年七月の豪雨により被災した元井谷川（五木村）外三河川については、被害後四カ年計画で継続的に堰堤工等を施行する特殊緊急砂防事業であり今年度も引き続き、予算額六二、一〇〇千円をもって施行中で、三八年災害分は本年度をもって完工する。

3、地すべり対策事業は、八代郡泉村横手地区外九カ所について予算額四八、九〇〇千円をもってボーリング工排水路工等を施行している。

4、昭和四〇年七、八月天草地区を襲って豪雨により新らたな地すべりが発生したので大矢崎（本渡市）外四カ所に擁壁工、排水路工等を予算額二〇、八〇〇千円をもって施行中である。

5、砂防指定地内で昭和三八年以降被災した箇所について災害復旧工事及びこれと合併して改良工事を予算額三一九、〇四一千円をもって滑川（阿蘇郡久木野村）外四〇箇所について堰堤工、流路工等を施行している。

6、以上昭和四一年度事業の執行により昭和七年本県砂防事業開始以来の実績は次のとおりである。

堰堤工	六三三基
床固工	五一所
流路工	三〇一、六二六㍍
ボーリング工	三七、二四五㍍
水路工	五、八二二・三㍍
暗渠工	一、六八七㍍
擁壁工	四八五・二㍍
サイフォン工	一四基

砂防事業については、従来とかく、一般の関心は薄く、一部関係者の間のみで推進されて来たのであるが、度重なる土砂害から漸次その認識が高まり、最近しだいに砂防施設の設置について、一般の要望も見られるようになった。砂防事業は、砂防指定地内にのみ施行するもので、既に砂防指定地として建設大臣の指定を受けているものは、四四六箇所、現在指定地編入の申請手続中のもの二五一箇所がある。しかし乍らこの外今後なお編入を要望されているものが、三四五箇所に及んでおり、早急にこれ等の箇所についても、調査検討を加え、措置の必要に迫られている状況で、本県砂防事業については今後にこそ愈々拡充、充実されなければならない。

河川

すすむ河川の改修

河川が文明の母体として、生活と産業のなかに果してきた役割は、きわめて大きいものがある。本県においても白川、緑川、菊池川等の流域では、河川は肥沃な土地造成の母体となったとともにその水を利用して、古来から著しい発展をして来た。その反面、梅雨期の豪雨、および、毎年襲来する台風などの気象的な条件と、平坦部は殆んど干拓により造成された土地のため低地が多いという地理的な条件から、水害の発生度合がきわめて多く殆んど毎年洪水の被害を受けている現状である。

特に昭和二八年六月白川、菊池川を中心とする大水害、同三二年七月の坪井川出水、昭和三八年から四〇年にかけての球磨川の水害等は生活、産業の機能をマヒさせる程の被害を記録した。

今後本県が全国的に見て、所得の格差をなくし、又所得の安定を固めるためには、更に土地の高度利用を期する必要がある。このためには河川を整備して例年慣習化されている水害を防除することが重要な課題である。

更に流域の開発は国民生活および諸産業の発展に連なり、今後河川の堤防等の治水施設が防護する国民の人命や資産は年毎に増大していくこととなる。

本県の河川事業はこれらの認識の上に現在までの土地の保全から、更に積極的な利用の増大のために計画実施を遂行している。まず球磨川、緑川、白川、菊池川の四河川の本川については、建設省直轄事業として改修を進めるとともに、支川を含めそれ以外の河川については、県事業として、坪井川、合志川、水無川、佐敷川、菜切川等緊急要度に応じ、その地域開発の根幹事業として使命をにないつつ重点的に対策を講じている。この内重点的に進めている事業は次の通りである。

緑川改修事業

上益城郡甲佐町より河口まで、延長二八㌔六〇〇と支川加勢川、御船川及び浜戸川の一部を含み、熊本平野の穀倉地帯を防護するための堤防、護岸の整備を進めているが、未だ着工して長くならずその進捗が望まれている。

球磨川改修事業

球磨川の下流は八代市地区の都市部及び八代平野を守る重要な区域であり、昭和四〇年の水害を契機として、前川堰等も改築されつつあり、大いに期待されている。